**平成２４年（フ）第１３４３号**
大阪府摂津市鶴野４丁目21番６―101号
債務者　西條　貴子（旧姓越懸澤）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１３４４号**
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ６―510号
債務者　伊達美智代
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１３５４号**
大阪市東成区神路１丁目６番14号　パールハイム深江橋405号
債務者　安田　真人
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１４１６号**
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住４号棟303号
債務者　山野　美琴（旧姓告野）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４号**
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住７―208号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の１　農住Ｋ―105号
債務者　小早川ゆきみ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１３２号**
神戸市長田区丸山町１丁目５番３号　赤土文化２階奥、従前の住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目８番12号
債務者　白石康一こと　松本　康一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１３８号**
神戸市中央区大日通３丁目４番８号
債務者　田原　博一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５３号**
沖縄県那覇市小禄１丁目20番16号　華李ビレッジ401
債務者　草野　裕治
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第９９号**
沖縄県豊見城市字高嶺446番地52豊見城団地市改良住宅Ｃ―204号
債務者　神谷　昭人
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１３号**
福島市荒井字苗代添43番地　県住５―302
債務者　柳沼　広美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第２４９号**
名古屋市西区庄内通４丁目24番地　大輝荘３Ｂ号
債務者　大野　庄志（旧姓七谷）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２５６号**
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘13棟201号
債務者　三浦ツマエ
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２６７号**
名古屋市南区五条町３丁目１番地　名古屋市五条荘105号室、住民票上の住所名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘10棟509号
債務者　長井かおり
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４８６号**
名古屋市北区平安１丁目６番７号　菊花荘２階10号
債務者　永瀬　敏昭
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５５号**
山口県萩市大字川島84番地１
債務者　飛田　京平
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２４年（フ）第２０号**
山口県下関市川中豊町６丁目８番26―306号ヴィラ川中、前住所山口県下関市秋根上町１丁目７番13号
債務者　嘉多山しをり（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第３１号**
山口県下関市王司神田６丁目４番11号
債務者　濱野　和敏
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係